

義務教育課長メッセージ

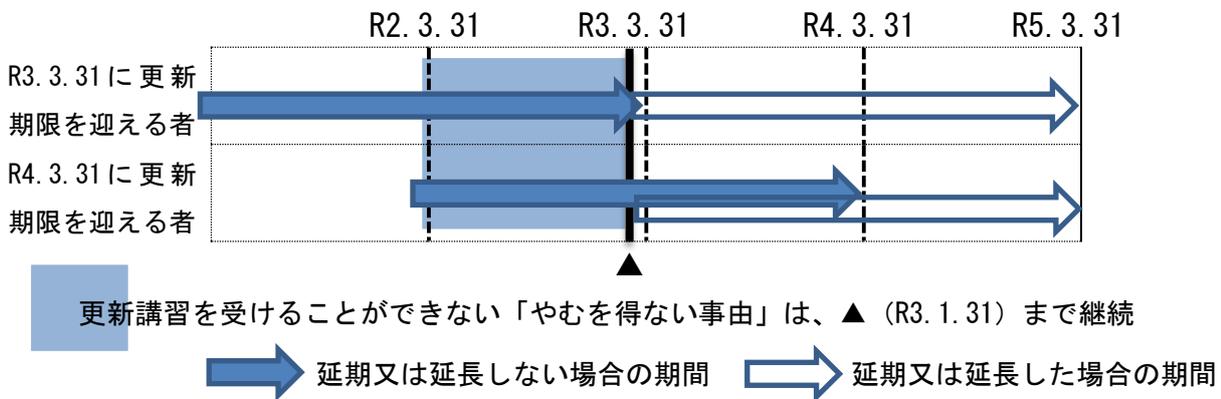
免許更新講習について

この夏、教員免許更新制に係る手続きの扱いが変わりました。

現職教員について、令和2年6月11日付け文書でお知らせしたとおり、本県においては、文科省の通知を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学校教育活動の実施に伴う業務量の増大や免許更新講習の開催中止等により、免許更新講習の受講が完了しない場合を、産休、育休等と同じく、「やむを得ない事由」として認めることとします。この場合の「やむを得ない事由」がなくなる日は、令和3年2月1日であり、そこから2年2か月（令和5年3月31日まで）の範囲で、修了確認期限等（※）を延ばすことが可能です。

（※）修了確認期限等は、令和3年3月31日に更新期限を迎える者、令和4年3月31日に更新期限を迎える者、どちらも令和5年3月31日までとなります。双方の起算日が令和3年2月1日である点に気を付けてください。

（イメージ図）



修了確認期限等を「延期又は延長する」場合は、次の点に留意する必要があります。

◆ この度の対象者は、原則、次のいずれかに該当する者

- ① 令和3年3月31日に更新期限を迎える者
- ② 令和4年3月31日に更新期限を迎える者
- ③ 既に延期・延長手続きをしており、令和2年度及び3年度の途中で更新期限を迎える者

◆ 該当者であれば、自動的に期限を延期されるということはない

延期又は延長を希望する場合は、一括申請時（義務教育課から通知：9月発出予定）に「申請書」を出す必要があります。申請書を出さないままで更新期限を迎えた場合、当然、失効（失職）となります。また、申請時には、手数料として収入証紙3,300円分を徴します。通常どおり更新する場合においても、3,300円分の手数料が必要です。

なお、県内で講習を実施している愛媛大学は、今年度、インターネット等を利用した遠隔授業により一部講習を実施することとしており、既に応募された方も多いのではないかと思います。免許更新の重要性に鑑み、

- 延期又は延長の申請を行うか否かの的確な判断、
- 延期又は延長の有無に関わらず、更新講習全般に係る適切な対応をお願いします。